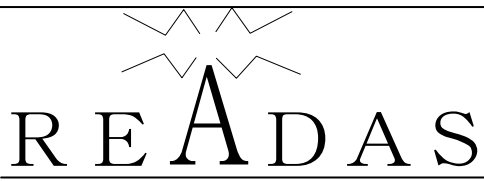


第 6064 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 10月 19日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 決算締切日

Q：決算の締切日は、必ずしも決算日でなくともいいとか。売上の締切日を20日として、仕入の締切日を月末とするようなことも認められるのでしょうか？

A：原則として、認められません。

【解説】

法人税法では、各事業年度に係る収入及び支出の計算の基礎となる決算締切日を、継続してその事業年度終了の日以前おおむね10日以内の一定の日としている場合には、これを認めることとしています。

ところで、お尋ねのように、売上と仕入の締切日をそれぞれ異なる日としてよいかどうかですが、この取扱いはあくまでも事務手続の簡素化の見地から認められたものですので、売上と売上原価とを対応させるのに非常に煩雑な手続が必要で、そのような経理方法によらざるを得ないという特別な事情がある場合は、その経理方法も認められる余地があると思われませんが、通常そのようなことは想定されませんし、一般の会計処理においても売上と売上原価とは対応させることとなっていますので、そのような処理方法は認められないものと思われます。

なお、その他の科目については、商慣習その他相当の理由があると認められる場合には、個々の科目ごとに決算締め切りを行っても継続処理を要件に認められるものと思われます。

